

明治安田アメリカ株式ファンド(愛称:グレートイーグル)

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

明治安田アメリカ株式ファンド(以下「当ファンド」ということがあります。))は、明治安田アメリカ株式マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。))への投資を通じて、S&P500種株価指数採用銘柄を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

S&P500種株価指数(注)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る運用成果をあげることを目標に運用を行います。

クオンツ手法を活用し最適ポートフォリオを算出します。S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法により、個別銘柄の価格変動に影響を与えるファクターの分解・解析をベースにした最適ポートフォリオを算出し、厳格なリスク管理の下でベンチマークに対する安定した超過リターンを目指します。

外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2. 主要投資対象

明治安田アメリカ株式マザーファンド受益証券
(マザーファンドはS&P500種株価指数採用銘柄を主要投資対象とします。)

3. 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。))への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブ取引および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

4. ベンチマーク

S&P500種株価指数(注)

(注) S&P500種株価指数(以下「S&P500」ということがあります。))とは、米国の上場、店頭銘柄のうち主要業種から選ばれた500銘柄で構成される市場全体の動きを表す代表的指数であり、時価総額加重平均指数です。
「S&P500」は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービス エル エル シーの所有する登録商標であり、当社に対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは、「本商品」を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また「本商品」への投資適合性についていかなる表明・保証・条件付け等するものではありません。

5. 信託設定日

2000年4月25日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8. 決算日

4月20日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

【信託報酬＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率】
純資産総額に対し、年1.43%(税抜1.3%)
内訳:委託会社0.605%、販売会社0.715%、受託会社0.11%
(税抜:委託会社0.55%、販売会社0.65%、受託会社0.1%)

・信託報酬の役務の内容

委託会社:ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価
販売会社:購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社:ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

10. 信託報酬以外のコスト

信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.011%(税抜0.01%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力が発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式、公社債等の値動きのある証券(この他外国証券には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

明治安田アメリカ株式ファンド(愛称:グレートイーグル)

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎年4月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

17. 申込不可日

申込日がニューヨークの証券取引所の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行いません。金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。

18. 課税関係

- 確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
- 受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかります。

19. 損失の可能性

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。投資信託は預貯金と異なります。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、金融商品取引法に基づき設立された投資者保護基金の対象です。なお、投資信託は預貯金や保険契約とは異なりますので、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金による支払の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額×保有口数
※基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

明治安田アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います)

23. 受託会社

みずほ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理等を行います)

再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行

24. 基準価額の変動要因等

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

1. 主な変動要因

①株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

②為替変動リスク

外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

③信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

2. その他の留意点

●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまいうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

●有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

●資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力が発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式、公社債等の値動きのある証券(この他外国証券には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。